

マチカネくんチケット 参加店舗募集要項

豊中市では、市民の消費を喚起することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者を応援するとともに、市民の家計への支援を目的に、市内参加店舗等で使用できるプレミアム付商品券「マチカネくんチケット」を発行します。

つきましては、商品券を取扱う事業者を、以下のとおり募集します。

1. 商品券の概要

発行冊数	全店舗共通券(10万冊)		中小店舗専用券(5万冊)	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
年齢区分	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
販売内容	6,000円(500円×12枚)		6,000円(500円×12枚)	
販売金額	5,000円	4,500円	4,000円	3,500円
プレミアム分	20%	33%	50%	71%

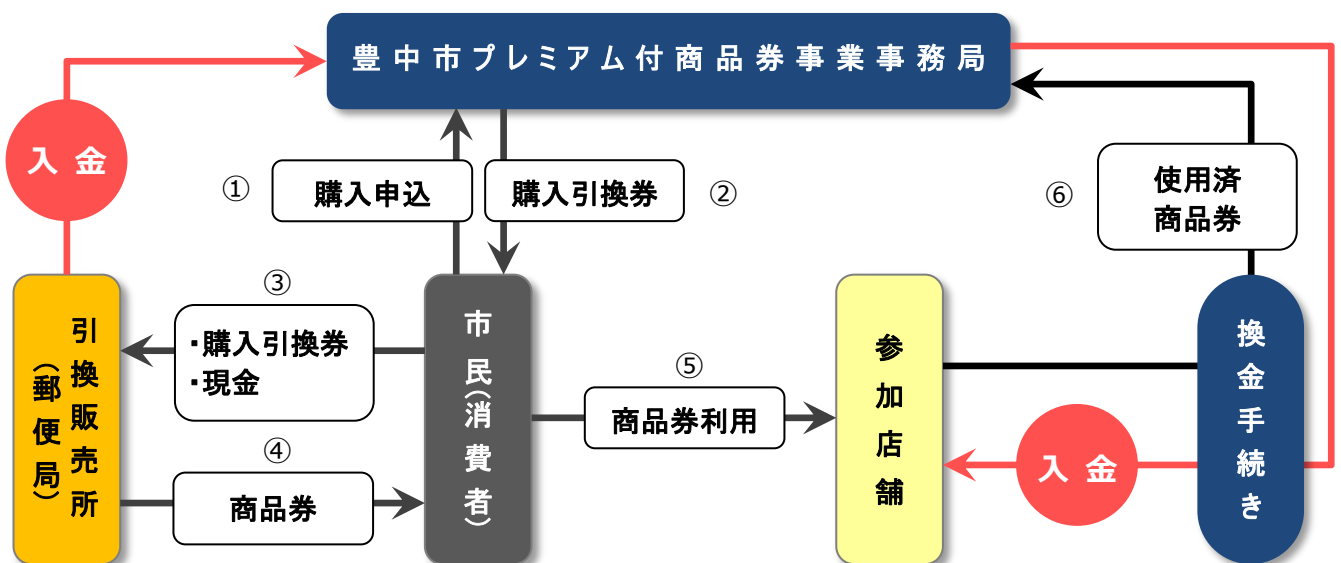
利用期間:令和2年(2020年)11月1日(日)~令和3年(2021年)1月31日(日)

参加店舗:豊中市内店舗(事前登録制)

※商品券の購入は、一人各5冊まで(合計10冊まで購入可能)とし、豊中市内での使用に限る。

※65歳以上は、令和2年(2020年)12月31日時点で65歳を超えている方をさしています。

《事業全体の流れ》



2. 参加店舗の募集内容

(1) 参加資格

豊中市内に、事業所または店舗がある事業者で以下の事業者以外とする。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条 第 2 号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行う者
- その他、豊中市が指定する者

(2) 事業規模

中小企業の規模

- ・従業員 50 名以下、または資本金 5,000 万円以下の小売業(例: 食料品、衣料品、日用雑貨、飲食店など)
- ・従業員 100 名以下、または資本金 5,000 万円以下のサービス業(例: 宿泊施設、学習塾、美容院など)
- ・従業員 300 名以下、または資本金 3 億円以下のその他の業種(例: リフォーム業など)

※フランチャイザー(本部)により営業権を与えられて、フランチャイジー(加盟店)として営業する店舗については、フランチャイジー(加盟店)の規模によって判断します。

3. 商品券の取扱いについて

(1) 商品券取扱遵守事項

1. 商品券は「マチカネくんチケット参加店」として承認された店舗等で、有効期限(令和 3 年(2021 年) 1 月 31 日)まで利用可能です。
有効期限を過ぎた商品券は、受け取らないでください。
2. 商品券額面以下の利用の場合であっても、お釣りは渡さないでください。
不足分は現金等で受け取ってください。
3. 個人の消費者が使用する場合に利用可能としています。業者間の取引には利用できません。
4. 商品券と現金の交換および転売は禁止しています。
5. 綴りから切り離されたチケットは原則利用できませんが、消費者が綴りを持っており、チケットの番号からその綴りのものと確認できれば利用可能としてください。
6. 使用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いがないか確認してください。
なお、特殊な光沢がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。
また、その旨を事務局へ報告してください。
7. 商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、券裏面に参加店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受取りを拒否してください。
8. 3 ページに記載の「(2) 商品券の利用対象にならないもの」および参加店舗において商品券の利用対象としない商品・サービスを独自に定める場合は、予め消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に商品券を利用できない商品・サービスである旨を明示してください。
9. 商品券の取扱等については、商品券を取り扱う全ての方に周知願います。
10. 商品券は、お金と同様、取り扱いに注意してください。保管、管理方法にも十分留意してください。
11. 盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して、豊中市は責任を負いません。
12. 以下の事項は、禁止します。
 - (ア) 商品券を購入した者が、自社商品の購買に商品券を活用すること
 - (イ) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為

(2)商品券の利用対象にならないもの

- 有価証券、その他金融商品
- たばこ
- 電子マネー、商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- 国税、地方税や使用料などの公租公課(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金・電話料金など)
- 各参加店舗が利用対象外として指定するもの
- その他、豊中市が指定するもの

4. 商品券の換金

1. 使用済み商品券の換金は、郵送にて行います。
 - (1)専用封筒(もしくは専用伝票)を使用し、使用済み商品券、換金請求書を事務局へ郵送。
※郵送時、商品券の裏面に、店舗名等を捺印(または記入)の上、半券を店舗控えとして切り離す。
 - (2)事務局にて使用済み商品券枚数を確認後、事前に登録された指定の口座に振り込みます。
2. 換金スケジュールは以下のとおり、月2回程度の予定です。
※換金方法等の詳細については、参加店舗として登録された事業者配布する「参加店舗マニュアル」のとおりとします。

【換金スケジュール(予定)】※請求書類一式が事務局へ到着した日が基準となります。

	受付日 (請求書到着日)	振込日	振込不能対応
第1回	11月13日(金)	12月3日(木)	随時
第2回	11月27日(金)	12月17日(木)	随時
第3回	12月11日(金)	1月7日(木)	随時
第4回	12月25日(金)	1月21日(木)	随時
第5回	1月8日(金)	1月28日(木)	随時
第6回	1月22日(金)	2月10日(水)	随時
第7回	2月12日(金)	2月25日(木)	3月1日(月)

※換金請求期間を過ぎてからの受け付けには応じません。必ず期間中に換金手続きをしてください。

5. 申込方法

1. 参加店舗の登録希望者は、「参加店舗募集要項」に同意の上、下記専用ホームページよりお申し込みください。もしくは「募集要項」ならびに「誓約・同意事項(参加店舗申込書の裏面)」に誓約・同意の上、「参加店舗申込書」に必要事項をご記入いただき、事務局へFAXまたは郵送でお申し込みください。申込開始は、令和2年(2020年)9月15日(火)から(ホームページからの店舗申込は、9月19日(土)以降)とし、随時申込みを受け付けます。
2. 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、店舗ごとにお申し込みください。書面(「参加店舗申込書」をFAXや郵送)でのお申込みの場合は、原則、事業者単位で一括してお申し込みください。なお、全ての参加店舗が「参加店舗募集要項」ならびに「誓約・同意事項」に誓約・同意していただいた上で、申込み必要があります。

3. 申込みのあった事業者については、豊中市の承認を得て、参加店舗として登録いたします。
登録の可否については、随時、事務局よりご連絡差し上げます。
4. 参加店舗として登録された事業者には、「参加店舗マニュアル」や「参加店舗登録証」および店頭でご利用いただくステッカー等のツール類を配布いたします。

申込期限: 令和 2 年(2020 年)10 月 8 日(木)

期限後の申込はホームページでの掲載のみとなり、参加店舗一覧(冊子)へ掲載することはできません。

◆ホームページからの店舗登録は、以下 URL へアクセスしてください。

URL : <https://machikanekun-ticket.jp/request/>

◆メールでのお問い合わせ

info@machikanekun-ticket.jp

QR コード→



6. 参加店舗の登録取消等

1. 参加店舗に違反行為があった場合、もしくは登録に虚偽または不正の事実があった場合は、登録取消、換金拒否、損害賠償の発生等が生じることがあります。
2. 登録を受けた店舗が、やむを得ず登録を取り消す場合は、事務局に連絡してください。その際、それまでの換金を終了させ、事務局に「参加店舗登録証」を返却してください。

7. その他 留意事項

1. 参加店舗に配布するステッカーやポスター等は、消費者の目に留まりやすい場所に掲示してください。
2. 店舗情報(店舗名・所在地・電話番号・業種等)は、ホームページや店舗一覧等に公表いたします。
3. 商品券の受取りは、事務局からの返信により登録が完了してから可能です。
4. 盗難、紛失、滅失、または偽造、模造等に対して、市は責任を負いません。
5. 購入後の返品はできません。
6. 利用期間を過ぎた商品券は受け取りを禁止します。
申込書を提出された時点では、参加店舗としての登録が承認されておりません。
7. 参加店舗は、事務局の運営ならびに、商品券利用可能期間内に、プレミアム付商品券限定のお得セットの販売等へのご検討・ご協力をお願いします。
8. 豊中市の方針等によって、内容が変更される場合がありますので、ご了承ください。

問合せ先

豊中市プレミアム付商品券事業事務局
大阪府豊中市蛸池西町 2-2-1
TEL:06-6855-1529